

日本共産党市議員団ニュース

2013年 7月② 462号

議員団HP <http://jcpatsugi.blog.shinobi.jp/>

政務活動費に市民の理解は？

第8回全国市議会
議長会研究フォーラム
イン旭川

参議院選挙があった中の7月10・11日に第8回全国市議会議長会研究フォーラムイン旭川が開かれ、日本共産党厚木市議員団は栗山議員が参加しました。

今年も全国各地の市議会から2200名超が参加。旭川市は北海道の真ん中にあり、これまでの記録の最高気温は36度、最低気温はマイナス46度と、その差77度の盆地。明治時代からの入植・開拓でできたまちで、交通・流通の拠点として栄えてきた現在35万人の北海道では札幌に次ぐ第2の都市です。農業を基幹産業として、食品加工、木工家具工業、豊富な水を活かしての酒蔵もあります。

旭川市議会では、平成14年に議会基本条例をつくり、議会改革に取り組んでいるとの事です。

課題討議

政務活動費を考える

コーディネーター

江藤俊昭 山梨学院大学教授

事例報告者

斎藤佐知子 函館市議会副議長

江原和明 宝塚市議会前議長

鈴木弘 熊本市議会副議長

コメンテーター

橋本勇 弁護士

議員としての調査研究活動に使うための「政務調査費」が昨年度「政務活動費」(略すと「政活費」せいかつひ)に変わり、「調査研究その他の活動」に使えることになりました。新たに陳情費、会議費を充てることができ、また「その他」が入ることで市民からみると不透明な部分が増えてくるでしょう。月額も自治体によって0.55万円と大きく異なります。

実際の3市議会の様子はどうか、実例を報告しながら、議会力をアップするための政務活動費の論点を討議

今週の活動から



7月13日土曜日、市内上建設された厚木第一発電所がありました。

面積56,420㎡に、8,008枚の太陽光モジュール(パネル)を設置し、年間190万キロワットの発電が可能で、一般世帯約530世帯分の電力使用量に相当します。この場所は、岩石採取場跡地で今後、敷地内に第二発電所を建設する予定です。周辺には1,000本の桜の木を植樹します。

(右:釘丸久子議員、左:栗山香代子議員)

しました。

1. 政務活動費で、議会・議員活動はどう変わったか

今回の改定で、特に変わったことはないというのが結論です。それ以前から、住民団体からの監査請求や裁判はあったものの、文書公開を進める、説明責任を明確化するなど改善を重ねていくからです。函館市では、市民団体から政務調査費が「限定」されるとの指摘に対し、裁判で会派独自の広範囲な裁量権を認められています。

2. 政務活動費の活用と留意点

どこまで広げるか。函館は、市民から疑義を持たれるような支出はしないことを原則としており、按分はしない。陳情活動への使途拡大は見送った。政務活動費の執行率は65%で35%は返還している。宝塚市は会派支給から、会派及び個人支給に改正。熊本は第3者機関(税理士会)へ使途調査委託をしている。

3. 政務活動費と市民との関係

函館は合併で議員が34人から81人になった時、文書公開請求が多かったが、現在は少なくなっている。宝塚では市民団体「見張り番宝塚」と定期的に意見交換を実施。熊本ではかつて900万円の返還請求があり、480万円の返還命令が出された。そのころに議会活性化検討会を設置し、市独自の使途基準やマニュアル作成した。

4. 議員活動を保障する条件

議会活動への市民の理解は政務活動(使途)への理解と同じ。政務活動費により、議会活動を活性化することになる。

各論点ごとに、議会関連の裁判を多く手掛ける弁護士のコメンテーターが実態を踏まえての具体を含めた発言を

しました。

議会と批判するグループの間に基本的な認識の違いがある。議員は報酬を議員活動の対価、政務活動費をやるべき活動への手当と考えるが、市民団体は、そんなものの報酬に入っているだろう、ボランティアでやるべきと考える。「会派・議員としての活動」とは何か、訴訟の市民と意見が合わない。議員が職責を果たすには、それぞれが自分の価値観に基づいて対処するのであり、個人・会派に任せられるべきである。

600円の図書購入で「普通の家庭で読む本」だとして訴訟に負けた。どういふふうに議会活動に役立てたか説明が無かった。政活費をもらったから使うんじゃない。

市政に関して議会・議員が提案しても、マスコミは「市長がやった」。議員が実績のPRを考えないと。

最後にコーディネーターのまとめ

行政改革は効率を求めるもの。民主主義を旨とする議会の改革とは全く違う論理。それをどう市民に分らせるか。議会・議員は説明責任を伴うものであり、議決責任を自覚すべき。議員間討議が必要であり、独善性を排除していく。多くの市民が納得できる方向できちんとしていくことが重要である。

厚木市議会でも、条例を改正し、今年度から政務活動費として支給されています。厚木市は月額6万円で、他の同規模自治体とほぼ同程度です。これを会派での視察・研修でも使いますが、当然、宿泊先での食事などは自費。また、広報活動として党議員団では毎週の議員団ニュースの発行をしています。が、政党・選挙活動の事は書けないことになっています。他会派ではミニコミ紙への掲載もしています。ガソリン代も判例により、4分の1しか認められていません。議員として様々な活動をする中での政務活動費の制約ははっきりとあるのです。

厚木市議会では毎年議会だよりに会派ごとの使途を掲載していますから、誰でも簡単に知ることができます。毎年3月締めですが議会事務局のチェックが厳しくて、領収証は1円から添付。使途目的もはっきりさせています。市民は情報公開によりこれらの証拠類も見ることができます。説明責任は議員にあります。気になる方は、一度ご覧になっては如何でしょうか。